

(農産物の安定生産)

- ② 地震等の発生に伴い、農地や農業用施設が被災し、農産物の生産能力が低下する可能性があります。農業用施設の長寿命化、耐震対策により、農業用水を安定確保するとともに、農地の条件整備を計画的に進め、農産物の安定生産を図る必要があります。



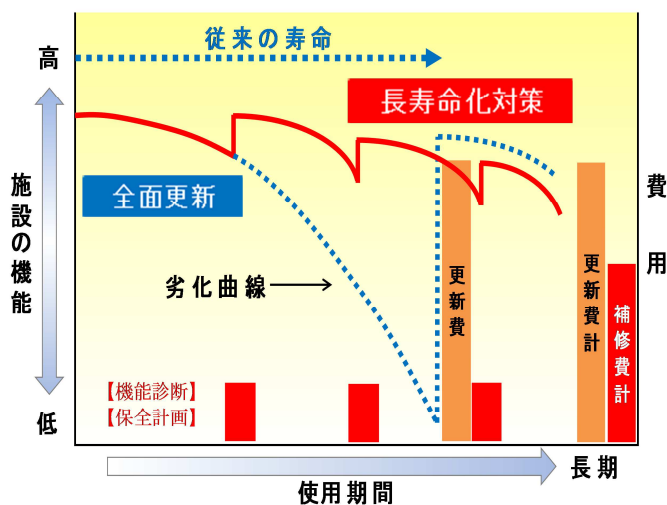
(上田農水頭首工：上田市)

(基幹的農業水利施設)

- ③ 地震等の発生に伴い、被災した農業用施設の位置や構造等を確認できず、復旧(機能回復)に時間を要することが懸念されるため、個別施設毎の整備状況等を整理しておく必要があります。

また、「機能保全計画」に基づいて、基幹的農業水利施設の長寿命化を計画的に進める必要があります。

【図 5-3-2 長寿命化のイメージ図】 (長野県農地整備課)



(四ヶ堰：塩尻市)

昭和30～50年代に建設された用水路は、老朽化により亀裂や破損が生じ、通水機能が低下

2 【施策】

(備蓄、物資の供給)

- ① 食料や飲料水の供給が停滞した場合に備え、県民、市町村、県はそれぞれの役割のもとに備蓄を推進します。特に食料の備蓄は以下のとおりです。

県民の皆様は、最低でも3日間、可能な限り1週間は、自助の観点から自らが主体となって食料を確保してください。

県民の
皆様へ

市町村は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画で定め、食料の備蓄を実施します。

県は、広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、被災市町村だけでは食料供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、市町村を補完する立場として、日本全国から物資を集積できる体制が整うような者と協定を進め、広域単位での備蓄と流通備蓄の確保に努めます。

県は、災害時に円滑な物資の調達を行うため、協定締結団体・事業者との情報交換や緊急連絡先の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の見直しを行うなど、連携体制の強化を図ります。

県民の
皆様へ

協定締結団体・事業者は、災害発生時に迅速な対応ができるよう、日頃から初動対応の確認や供給体制の確保等に努めてください。

(農業生産基盤の整備と生産・流通の確保)

- ② 県は、農業用施設の位置や構造等を確認できるよう、施設管理者等による個別施設毎の長寿命化計画等の策定を支援します。

県は、基幹的農業水利施設に係る耐震診断を推進するとともに、施設管理者(市町村・土地改良区)が行う耐震強化の取組に対して支援します。

また、災害に強い農業生産基盤を目指し、計画的に農地の条件整備を進めます。

さらに、平時から、直売所の活用などにより、地域内における農産物の生産・流通の取組を進めます。

(農業水利施設等の維持・補修と長寿命化)

- ③ 県では、基幹的農業水利施設について詳細に機能診断し、長寿命化のための機能保全計画を策定するとともに、緊急性の高い路線は順次対策工事を実施し、財政負担を平準化しつつ施設の保全を図ります。

県民の皆様は、施設の監視を実施してください。

県民の
皆様へ

民間事業者は、能力の高い技術者を育成するとともに、適切な機能診断や保全計画の策定ができるような態勢を整えてください。

3 【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
耐用年数を迎える基幹的農業水利施設 (315km) の更新延長	26.7% [84km] (H26)	35.2% [111km] (H29)	
基幹的農業水利施設 (1,193km) の「機能保全計画」の策定延長	52.0% [620km] (H26)	55.2% [658km] (H29)	
水田整備率 (区画 20a 以上)	52.2% (H22)	54.9% (H29)	

第6節 二次的な被害の防止

起きてはならない最悪の事態

6-1 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生

1 【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（土石流、地すべり）

- ① 地震等などの大規模災害発生後には、土石流、地すべり等の土砂災害による二次災害発生の危険性が増大します。

また、火山噴火発生後は、堆積した火山灰が降雨や融雪に伴い土石流化し、下流域に被害を及ぼす危険性があります。

二次災害の発生を抑制するためには、応急対策工事の実施や警戒避難体制の早期構築が重要です。また、土砂災害の危険箇所等を点検し、二次災害発生の危険性があるかを確認する必要があります。

（緊急対応）

- ② 大規模災害発生時には、土砂災害防止法により、河道閉塞、火山噴火等が発生した場合は国土交通省が、地すべりが発生した場合は県が、被害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための緊急調査を実施します。

また、二次災害発生の危険性のある土砂災害の危険箇所等の点検を的確かつ迅速に実施する必要があり、国土交通省、砂防ボランティア協会等と連携し対応します。



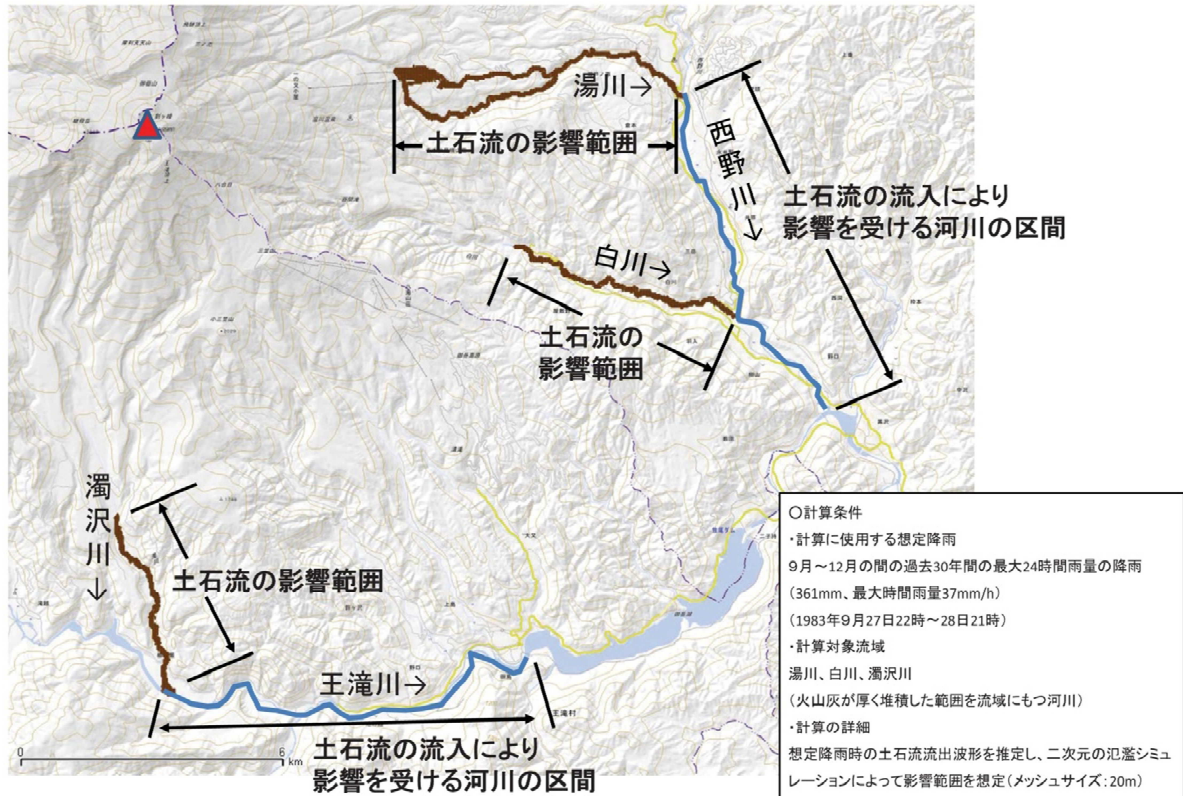
（二次災害発生防止のための応急工事）
御嶽山火山噴火に伴う土石流に備え
砂防堰堤の除石を実施（木曾町湯川）



（国土交通省 TEC-FORCE による危険箇所調査）
神城断層地震発生後の国土交通省 TEC-FORCE
による姫川砂防事務所管内土砂災害危険箇所
調査状況

【図 6-1-1 御嶽山における降灰後の土石流に関するシミュレーション計算結果】

湯川、白川、濁沢川における土石流シミュレーション結果(全体)



平成 26 年 9 月の御嶽山噴火後、土砂災害防止法に基づく緊急調査が国土交通省により実施され、降灰後の土石流に関するシミュレーション結果が公表された。これにより関係市町村は影響範囲に対して、二次災害に対する警戒避難体制を構築している。

2 【施策】

(土石流、地すべり、火山噴火)

- ① 大規模災害が発生した場合には、土石流、地すべり、火山噴火などの土砂災害による二次災害発生に備え、国土交通省、市町村等と連携し、迅速に応急対策工事の実施と、警戒避難体制の早期構築を実施します。

また、地震発生後は地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生する可能性があります。このため、震度5強以上の震度を観測した市町村については、長野地方气象台と協議の上、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

(調査点検)

- ② 河道閉塞のように重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、国又は県は、土砂災害防止法に基づき、被害の想定される範囲及び時期を明らかにするため緊急調査を実施し、その結果を市町村に通知し、一般に周知を図ります。

また、地域の学識経験者や、国土交通省の専門家及び TEC-FORCE による調査、砂防ボランティア協会等との協力体制により、大規模災害発生後の二次災害発生の危険性のある土砂災害の危険箇所の点検を速やかに実施します。

TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)とは

- ・ TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊) とは、被災した地方公共団体等の災害対応を支援する、国土交通省の組織です。
- ・ TEC-FORCEは、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地方自治体からの要請に基づき迅速に出動し、被災状況の迅速な把握、被害の発生・拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を行うものです。

◆TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊) の創設

※ 平成20年5月創設

- 地震、水害・土砂災害等から **国民の生命と財産を守ることが国の基本的責務**です。
- 地球温暖化等による災害リスクの増大に対し、**人員・資機材の派遣体制等の充実**を図り、危機管理体制を強化することを目的としています。

従来

- 国による緊急支援は**その都度**体制をとって対応。



現行

- あらかじめ職員をTEC-FORCE隊員として任命するなど、**事前に**人員・資機材の派遣体制を整備し、迅速な活動を実施します。

活動内容

- 被災状況の迅速な把握
- 社会基盤施設の早期復旧
- 二次災害の防止



◆TEC-FORCE の班編制と活動内容

□リエゾン班

被災直後から、先行的に被災自治体へ派遣し、被災状況や被災自治体の支援ニーズを把握し、整備局等の災害対策本部に伝達するほか、整備局からの情報提供を行う等自治体の早期復旧を支援します。

リエゾン (現地情報連絡員)

※リエゾン (liaison) : フランス語で「組織間の連絡、連携」

□先遣班

被災状況をいち早く把握するために、ヘリコプターや車両により、先行的に調査し、応援・支援の必要性や規模を把握のうえ、派遣元の地整へ報告します。

□現地支援班

現地の緊急災害対策各班及び被災地整等災害対策本部との連絡調整、災害情報、応急対策活動状況等の情報収集、現地支援センターとしての被災地の支援ニーズの把握等をおこないます。

□情報通信班

衛星通信車、Ku-SAT II (衛星小型画像伝送装置)、照明車を派遣して、被災状況の映像を配信します。

□高度技術指導班

河川、砂防、海岸、道路、港湾等の所管施設について、特異な被災事例等に対する技術指導、被災施設等の応急措置及び復旧方針樹立の指導をおこないます。

□被災状況調査班

(災害対策用ヘリ)

災害対策用ヘリにより、被災状況を把握します。

(現地調査班)

踏査等により、河川、砂防、海岸、道路、港湾等の所管施設の被災状況を調査します。

□応急対策班

湛水箇所のポンプ排水、二次災害の危険がある箇所の土砂の撤去や応急仮締め切り、応急組立橋や資材を用いた迂回路の設置等をおこないます。



リエゾン班



先遣班



現地支援班



情報通信班



高度技術指導班



被災状況調査班



応急対策班

起きてはならない最悪の事態

6-2 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

1 【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（避難等）

- ① 規模が大きいため池等について、万一の損壊に備え、迅速な避難や応急対策等の措置を講じることができるよう、情報連絡体制の整備やハザードマップの作成、多面的機能支事業等を活用した地域活動による保全管理体制の強化を迅速に進める必要があります。



（農業用ため池の改修）

- ② 老朽化による堤体の変形や漏水、洪水吐の能力不足、取水施設の損傷等、安全性が危惧されるため池について、計画的に改修を進める必要があります。



ため池の老朽化が進み、波除護岸にクラックが発生している。

（農業用ため池の耐震化）

- ③ 地震等の災害によりため池の損壊を防止・軽減するため、農業用ため池の耐震対策を迅速かつ集中的に進め、地域住民の安全を確保する必要があります。

【表 6-2-1 耐震点検の状況（ため池数）】（長野県農地整備課）

区分	H24	H25	H26	H27 (見込)	計
県	22	20	4	12	58
市町村	1	36	13	5	55
計	23	56	17	17	113

【表 6-2-2 耐震点検の結果（ため池数）】（長野県農地整備課）

年度	耐震対策不要	耐震対策必要	さらに詳細な 検討が必要	計
H24	21	2	—	23
H25	31	24	1	56
H26	6	9	2	17

(県有ダム施設)

- ④ 県が管理するダム施設については、国土交通省が定めた「河川管理施設等構造令」などの法令に基づき耐震設計（レベル1地震動）を行っており、地震に対して十分な安全性を有しています。

平常時においては、ダムの状況を観測して常時監視するとともに、ダム近隣で震度4以上の地震が観測された場合やダムに設置した地震計で大きな揺れを観測した場合には、直ちにダム及び周辺の状態の点検を行い、ダム施設の損傷の有無を確認する必要があります。



(県企業局管理の湯の瀬ダム（長野市）)

ダム設備の信頼性や安全性を確保するため、ダムの長寿命化計画等を策定し、効率的・効果的な設備修繕や更新を実施していく必要があります。

さらに、想定される最大級の地震が発生した場合（レベル2地震動）でも、2次災害を生じさせるようなダムの損傷や機能不全が生じないことを確認するため、耐震性能照査の実施も検討する必要があります。

2 【施策】

(ため池等の防災・減災対策（ソフト対策）の促進)

- ① 県は、ため池等の万一の損壊に備え、迅速な避難や応急対策等の措置を講じることができるよう、ハザードマップの作成等の防災・減災対策を促進します。

県民の
皆様へ

県民の皆様は、ハザードマップを活用し、ため池等の損壊時の行動を地域全体で共有を図ってください。

(ため池等の防災・減災対策（ハード対策：老朽化対策）の推進)

- ② 県は、老朽化による堤体の変形や漏水、洪水吐の能力不足、取水施設の損傷による漏水等、安全性が危惧されるため池について、下流域への被害を未然に防止するために計画的に改修を実施します。

(ため池等の防災・減災対策（ハード対策：耐震対策）の推進)

- ③ 県は、市町村・ため池管理者と連携してため池の耐震点検を実施し、耐震対策が必要と判断されたため池について、平成29年度までに迅速かつ集中的に耐震対策を実施します。

また、耐震対策着手前の応急対策として、ため池管理者と低水位管理の検討を行います。

(県有ダム施設)

- ④ 県が管理するダム施設については、地域の安全・安心に支障とならないように、適切な施設点検を行うとともに、ダム近隣で震度4以上の地震が観測された場合やダムに設置した地震計で大きな揺れを観測した場合には、直ちにダムの臨時点検を行います。

ダム設備の信頼性や安全性を確保するために、ダム長寿命化計画を平成29年度までに策定し、この計画に基づく、効率的・効果的な設備修繕や更新を実施していきます。

ダムの耐震性能照査については、建設部所管ダムでは、浅川ダム（建設中）で実施しており、また、アーチ式という特徴のある構造をもつ裾花ダムでは平成27年度に実施します

県企業局が管理するダム（高遠、菅平、湯の瀬ダム）における耐震性能照査を平成29年度までに実施します。



(耐震性能調査を実施した企業局管理の高遠ダム：伊那市)

3 【数値目標】

指 標	現状	目標	備考
耐震性点検により耐震対策が必要となった農 業用ため池（35箇所）の管理体制の整備強化箇所数	0箇所 (H24)	35箇所 (H29)	H24～27年度 の耐震性点 検に基づき 実施
耐震性点検により耐震対策が必要となった農 業用ため池（35箇所）の耐震化着手箇所数	0箇所 (H24)	35箇所 (H29)	
農業用ため池（県内1,939箇所）における老朽化 等に対応した改修箇所数	76箇所 (H14～24 整備箇所)	124箇所 (H29)	
建設部管理ダムの長寿命化計画策定数	4ダム (H26)	16ダム (H29)	
県企業局管理ダム（3箇所）におけるレベル2 地震動に対応した耐震性能照査の実施箇所数	1箇所 (H26)	3箇所 (H29)	再掲

起きてはならない最悪の事態

6-3 有害物質の大規模拡散・流出

1 【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

- ① 県内の危険物施設（製造所、貯蔵所及び取扱所）においては、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の災害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要があります。

【表 6-3-1 県内の施設数（完成検査済証交付施設）】（長野県消防課）

区 分	施設数					
	H23. 3. 31	H24. 3. 31	H25. 3. 31	H26. 3. 31	H27. 3. 31	
製造所	16	18	17	16	16	
貯蔵所	屋内貯蔵所	1,024	1,008	994	981	967
	屋外タンク貯蔵所	1,246	1,196	1,171	1,140	1,112
	屋内タンク貯蔵所	250	240	234	231	227
	地下タンク貯蔵所	6,408	6,184	5,916	5,643	5,470
	簡易タンク貯蔵所	37	36	35	34	34
	移動タンク貯蔵所 (タンクローリー、セミトレー等)	2,075	2,058	2,026	1,972	1,981
	屋外貯蔵所	179	169	166	156	144
	(小 計)	11,219	10,891	10,542	10,157	9,935
取扱所	給油取扱所 (ガソリンスタンド等)	1,875	1,820	1,747	1,698	1,653
	販売取扱所	36	34	34	33	29
	移送取扱所 (パイプライン)	1	1	1	1	1
	一般取扱所 (上記取扱所以外)	1,566	1,533	1,516	1,488	1,479
	(小 計)	3,478	3,388	3,298	3,220	3,162
合 計	14,713	14,297	13,857	13,393	13,113	

※ 指定数量(危険物の危険性を勘案して政令で定められた数量:ガソリン200ℓ、灯油1,000ℓ、重油2,000ℓ等)以上の危険物を貯蔵し、又は取扱う施設は、製造所、貯蔵所及び取扱所に区分されている。

2 【施策】

- ① 県は、危険物関係業界・団体、消防機関やその他の関係機関等と連携し、長野県危険物安全大会等の機会を通じて、日頃からの危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進します。また、関係機関が連携・協力し危険物施設の事故防止を図るため情報交換等を行う「長野県危険物事故防止連絡会」を開催し、県内各地での危険物取扱者保安講習開催により、危険物規制の趣旨、危険物施設の保安管理等について、危険物取扱者に周知徹底を図り、危険物取扱者の資質の向上を図ります。

改修が義務付けられている腐食の恐れの高い地下タンク等への対応策の一つとして、中小企業融資制度資金「新事業活性化資金」活用の案内について、消防本部を通じ、設置者に対する改修の継続指導を実施します。

危険物施設の保安確保のためには、定期的な点検の実施による施設の適切な維持管理、危険物を取り扱う方々に対する安全教育の実施など、事業所に対する自主保安体制の確立と合わせ、一般家庭からの危険物の漏洩防止のため、次の事項を徹底していただく必要があります。

県民の
皆様へ

(1) 危険物施設

- ア 法令に基づく定期点検を確実に実施するとともに日常点検を励行し、異常の早期発見に努め、一定期間ごとに機能試験や部品交換を行うなど、日頃から適切な維持管理に努めてください。また、油水分離槽についても定期的な清掃を行ってください。
- イ 予防規程の策定が義務づけられている事業所にあつては、実効性のある予防規程を策定してください。
- ウ 派遣社員、アルバイトを含む全ての従業員に対し、安全教育を徹底してください。
- エ 移動タンク貯蔵所から地下タンク貯蔵所等他のタンクに注油する際は、移動タンク貯蔵所の危険物取扱者だけでなく、注油される施設の危険物取扱者も必ず立ち会い、注油前にタンクの油種、残量を確実に確認するとともに、過剰注油の防止を図ってください。
- オ 危険物の流出や流出の恐れ等、施設に異常が発生した場合は、被害拡大防止措置を行うとともに、速やかに消防機関等に連絡を行ってください。

(2) 少量危険物施設

- ア 施設の設置にあたっては、しっかりした地盤に固定して設置し、周辺環境（落雪等）がタンクや配管に影響を与えない場所を選定してください。また、防油堤を設置して適切な管理を行うとともに、被害拡大につながる水路の近くには設置しないようにしてください。
- イ 定期的に（小分けの際などに）、配管やゴムホース等の腐食・劣化がないか点検するとともに、漏れがないか残量の確認を行ってください。
- ウ 業者が配送に来たときは、できる限り注油作業に立ち会い、自ら小分けする際にはその場を離れない。また、作業後はバルブを完全に閉鎖したことを確認してください。
- エ 灯油等を運搬する際には、容器が転落、転倒、破損しないように積載してください。
- オ 流出事故を覚知したときは速やかに消防署、市町村（役場等）へ連絡してください。

起きてはならない最悪の事態

6-4 農地・森林等の荒廃

1 【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（農地・農業水利施設等）

- ① 農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮させるため、農地・農業水利施設等を適切に保管理する必要があります。

【表 6-4-1 多面的機能を維持・発揮するための活動面積の推移】（長野県農地整備課・農村振興課）

（単位：ha）

項目	H26	H27(予定)	H29(目標)
合計(①+②-③)	33,787	39,640	50,000
①多面的機能支払交付金	25,300	32,005	42,700
②中山間地域等直接支払交付金	9,927	9,985	10,000
③重複面積	1,440	2,350	2,700



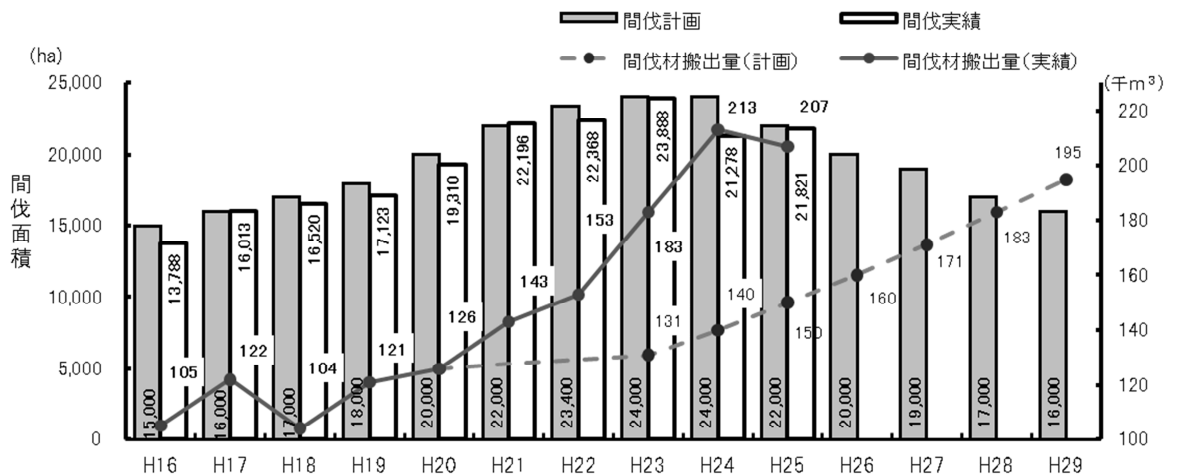
（水路の泥上げ 提供：古ほ場環境保全の会：信濃町）

（森林）

- ② 山崩れ、土石流等の山地災害による被害を軽減するために、間伐を推進し、森林の土砂災害防止機能を一層向上させるなど、治山事業による「災害に強い森林づくり」を進める必要があります。

【図 6-4-1 「長野県森林づくりアクションプラン」に基づく間伐等の推移】

（長野県森林づくり推進課）



森林整備の実施状況



2 【施策】

(農山村の多面的機能の維持と環境保全)

- ① 県は、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者等が共同して取り組む地域活動や地域資源（農地・水路・農道等）の保安全管理を行うための活動組織の立ち上げや体制づくりを支援します。

県民の
皆様へ

県民の皆様は、多面的機能支払事業や中山間地域等直接支払事業等を活用し、洪水防止や土砂流出防止など国土保全機能を有する農地や農業水利施設等の施設の持続的な保安全管理に取り組んでください。

(森林)

- ② 県は、長野県森林づくり県民税も活用しつつ、「長野県森林づくりアクションプラン（平成23年7月策定）」に基づき、森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、間伐を中心とした森林づくりを計画的に進めます。

また、木材の利用が森林の適正な整備に寄与し、県土の保全等の森林の有する多面的機能の持続的発揮に貢献することに鑑み、木材の積極的な利用を促進します。

県は、治山事業により、森林の土砂災害防止機能を向上させる「災害に強い森林づくり」を推進します。

3 【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積	22,484ha (H22)	50,000ha (H29)	
民有林の間伐面積		184,000ha (H32)	
民有林の間伐材搬出量		238,000 m ³ /年 (H32)	
周辺森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数	56 集落 (H23)	470 集落 (H29)	再掲
重要な施設を保全対象とする長寿命化対策がされた治山施設数	41 施設 (H25)	57 施設 (H29)	再掲
重要な施設を効率的に保全するために必要な山地災害危険度情報の整備率	0% (H25)	100% (H29)	再掲

起きてはならない最悪の事態

6-5 観光や地域農産物に対する風評被害

1 【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（風評被害）

- ① 大規模自然災害が発生した場合、メディア等に繰り返し取り上げられることにより、被災地ではない地域まで被災しているとの風評被害が発生し、インターネット等により拡散する場合があります。そのため、国内外に正しい情報を発信するとともに、プロモーション支援等の適切な対応を実施する必要があります。

また、農産物の風評被害を防止するためには、平時から農業者と消費者の顔の見える関係を構築しておくことも有効です。



【写真：御嶽山噴火後の「御嶽はくさい」の出荷作業】
噴火による降灰はわずかであり品質に影響はなかったが、「御嶽はくさい」のブランド維持のため、産地の判断で一玉ずつ洗浄し、通常よりも外葉を1～2枚多く剥がして出荷した。自主的に規格を下げて出荷することとしたが、廃棄することなく全て出荷することができた。

（提供：木曾農業改良普及センター）

2 【施策】

（風評被害）

- ① 県は、国・市町村・各種団体等と連携し、ホームページ等を通じて災害に関する状況を国内外に正確に発信することにより、風評被害の防止に努めます。

また、実際に風評被害が発生している場合は、地域が被害を軽減するために行うプロモーション支援等の適切な対応を実施します。

報道機関は、被害の有無や程度などを適切に発信するよう協力をお願いします。

県民の皆様へ

県民の皆様は、公的機関等からの信頼できる情報を入手することにより、災害の影響のない地域への旅行の自粛や、農産物の買い控えといった風評被害につながらないように、冷静な判断に努めてください。

【図 6-5-1 情報発信の例】

「つながろう木曾」木曾地域を元気にするための取り組みにご協力ください

御嶽山噴火の影響範囲について

御嶽山噴火災害により、地域経済に大きな影響が生じている木曾地域を元気にするための観光誘客課では下記の情報発信をしております。

<p>【木曾地域へお越しの皆さまへ】</p> <p>御嶽山噴火により皆さまより心配な思いを抱えておられますが、木曾地域の鉄道・道路・高速道路や信州まつもと空港への影響はありません。降灰エリアも限定的です。さわやかな木曾地域へお越しいただけますよう心よりお待ち申し上げます。</p> <p>< 美穂町 ></p>  <p>< 赤井自然休養村 ></p> 	<p>【「つながろう木曾」応援運動】</p> <p>御嶽山噴火により地域経済に大きな影響が生じている木曾地域を個人、企業、団体、市町村など市民の皆さまが「自分であること」で応援する運動を実施します。</p> <p>よけの皆さまが、この運動にご賛同いただき、「木曾を訪ねる」「木曾で会議を実施する」「木曾に滞在する」「木曾の物産を購入する」「木曾の情報を発信する」などにより、木曾地域への応援にご協力いただけますようお願いいたします。</p> <p>つながろう、木曾。 みんなが得意な応援しよう。</p>  <p>つながろう木曾 facebook (外資紹介)</p> <p>すんきそば</p>
--	--



（観光プロモーションの様子）

起きてはならない最悪の事態

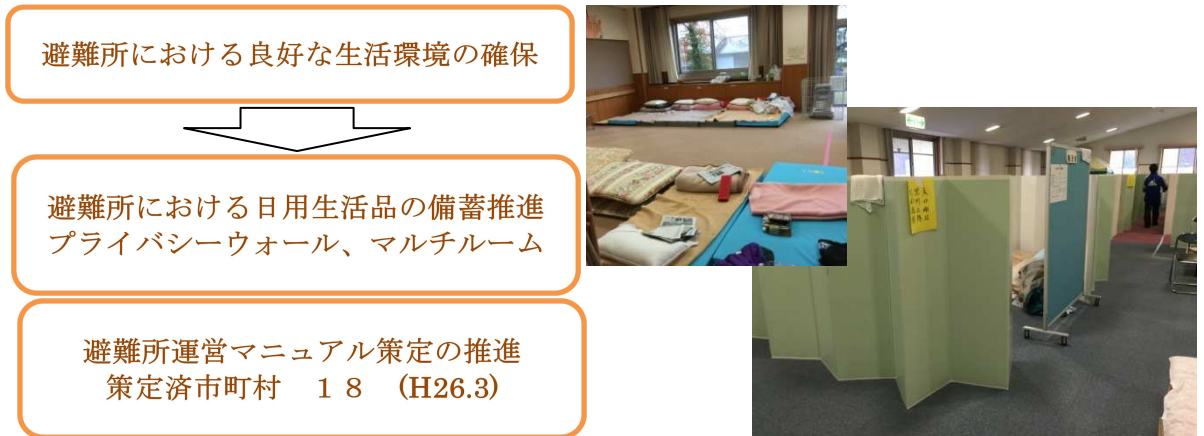
6-6 避難所等における環境の悪化

1 【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（避難所）

- ① 県、市町村、住民がそれぞれの役割において食料等の物資の備蓄の確保に努め、避難所等における環境の悪化を防止するとともに、災害時の避難所運営がスムーズに進められるよう、市町村や地域住民は避難所の運営についての取り決め等を事前に定め、研究しておく必要があります。特に、高齢者、障がい者、児童、疾病者、外国籍県民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦などの災害対応能力の弱い要配慮者や女性に対する配慮が必要です。

【図 6-6-1 県の取組】 （長野県危機管理防災課）



（避難者の健康状態）

- ② 長引く避難所生活は、心身のストレス等により、健康状態の悪化が懸念されます。市町村、県が連携して避難所における避難者の健康状態の悪化を防止する必要があります。

2 【施策】

（避難所）

- ① 県は、東日本大震災の教訓を踏まえ避難所における良好な生活環境確保のため、避難所における日用生活品の備蓄を推進するとともに、被災者ニーズにあった環境整備を推進します。

特に災害対応能力の弱い要配慮者に対し、プライバシー確保のための簡易間仕切りや避難ルーム等の備蓄推進や、外国籍住民・旅行者の被災支援に対応する通訳ボランティアとの連携（災害時多言語支援センターの設置協力）、外国籍県民対象の防災リーダーの養成などを推進します。また、災害情報や避難情報を県公式ホームページにおいて手話動画で発信するなど、ろう者が災害に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、手話を用いた情報発信に努めます。

県は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（H25.8 内閣府）に基づき、市町村が避難に関する対策を事前に進めていく上での体制づくりや自主防災組織等を対象にした研修会を開催する際の手引きとして、また地域住民自らが、地域の避難所の開設・運営マニュアルの作成に取り組む際の参考資料として「避難所マニュアル策定指針」（平成 14 年度策定、平成 23 年度改定）を策定しました。これらを活用して市町村や地域住民等における「避難所運営マニュアル」の策定推進を行います。

県民の
皆様へ

県民の皆様は、長引く避難所生活において、多くの住民が集まる避難所の環境を維持・改善するため、互いに助け合い、要配慮者に配慮しながら、掃除や食料配布等の避難所の運営に協力してください。

（保健師等の派遣）

- ② 県は、被災地の市町村等と連携し、必要な保健師等の派遣を行い、避難者の心身の健康支援を行います。

3 【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
災害対策用備蓄の確保（避難ルーム等）	400 張	現状を維持	

コラム コミュニケーション支援アプリ

～UDトーク～

【ShamrockRecords 株式会社 株式会社プラスヴォイス 株式会社アドバンスト・メディア】

UDトークはコミュニケーションの「UD＝ユニバーサルデザイン」を支援するためのアプリケーションです。スマートフォンなどにインストールし、1対1の会話から多人数のミーティング・会議まで、使い方次第で幅広く様々な方とのコミュニケーションに活用することができます。

「音声認識」「キーボード」「手書き」の3つの方法を使って、アプリやパソコンへリアルタイムに文字情報を送り、会話や講演を文字化します。この音声の文字化は、聴覚に障がいを持った方とのコミュニケーションに広く貢献します。

また、ビジネスにおいてミーティング・会議をユニバーサルデザイン化することは、生産性の高い会議の開催を可能にするとともに、文字情報が残ることにより議事録の作成も容易になります。同時翻訳機能を使うことで外国人とのコミュニケーションに使用することもできます。

災害時における迅速な避難行動、長引く避難所生活等では、外国人旅行者や聴覚障がい者等に対する対応は重要であり、UDトークのような携帯電話のアプリケーションを使用して、円滑なコミュニケーションが図られることが期待されています。



UDトーク画面
UDトークホームページより

第7節 元の生活へ

起きてはならない最悪の事態

7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

1 【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

- ① 地域防災計画とは別に災害廃棄物処理計画を策定している市町村は少ない状況であり、今後市町村における計画策定を促進する必要があります。

【表 7-1-1 災害廃棄物処理計画の策定状況（H26.4時点）】（長野県資源循環推進課）

	策定済団体数※	策定率
市(19市)	3	16%
町(23町)	2	9%
村(35村)	0	0%
合計(77市町村)	5	6%

※地域防災計画とは別に災害廃棄物処理計画を策定している団体の数



（東日本大震災で発生した災害廃棄物 出典：環境省 HP）

2 【施策】

- ① 県は、災害廃棄物処理計画を策定し大規模災害に備えるとともに、市町村において災害廃棄物処理計画の策定が進むよう技術的助言を行います。

県民の
皆様へ

県民の皆様は、災害時においても市町村の指示に従い、廃棄物の分別や適正処理に御協力ください。

建設業者及び廃棄物処理業者は、市町村と連携し、円滑な廃棄物の適正処理に御協力ください。

3 【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
災害廃棄物処理計画の策定率（市町村）	6% (H26)	80% (H35)	

起きてはならない最悪の事態

7-2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

1 【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（道路啓開等）

- ① 大規模自然災害により道路にがれき等が散乱すると、緊急車両や生活物資運搬車両等の通行に支障が生じる恐れがあります。このため、速やかな道路啓開等により生活の安定と被災地の復興を支援する必要があります。

（被災時）



（道路啓開後）



（提供：国土交通省東北地方整備局）

2 【施策】

（道路啓開等）

- ① 県は、緊急車両や生活物資運搬車両の交通路を優先して確保するため、緊急輸送道路のネットワークを考慮し、障害物の権利関係に留意しつつ、県管理道路上の倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去します。

また、平成 26 年の大雪災害時のように、県管理道路上で放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急車両の通行が困難な場合は、災害対策基本法に基づく道路区間の指定を行い、運転者に対し車両の移動を命じるとともに、自ら車両の移動を行います。

平成 26 年 12 月 18 日の大雪時には、(国)148 号の白馬村から小谷村までの 20.7 km 区間において道路区間を指定し、立ち往生車両の移動を行うことで、緊急車両の通行を確保することができました。

県民の
皆様へ

県民の皆様は、車両の移動を命ぜられたときは、それに従い移動をお願いします。また、障害物の除去については、原則としてその所有者が行ってください。

起きてはならない最悪の事態

7-3 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態

1 【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（地籍調査）

- ① 現在、法務局に備え付けられている地図は、明治初期に作成されたもの（いわゆる公図）が約半数を占めており、大規模自然災害発生後に住宅の再建等を実施する際、地籍が不明瞭となり、迅速な再建の支障となる可能性があります。そのため、災害復旧の迅速化には、地籍調査を着実に進める必要があります。

【表 7-3-1 地籍調査の状況】（長野県農地整備課）

	進捗率	地籍調査実施状況（市町村数）				
		全 域 調 査 完 了	緊 急 地 域 調 査 完 了	調 査 実 施 中	休 止 中	未 着 手
全 国	51%	302	183	792	238	166
長 野 県	38%	12	15	36	7	7

※実施状況は平成 27 年度 4 月時点、進捗率は平成 26 年度末時点の情報

※全国の地籍調査実施状況（市町村数）には、この他に「着手・再開に向けて準備中」の 60 市町村がある。

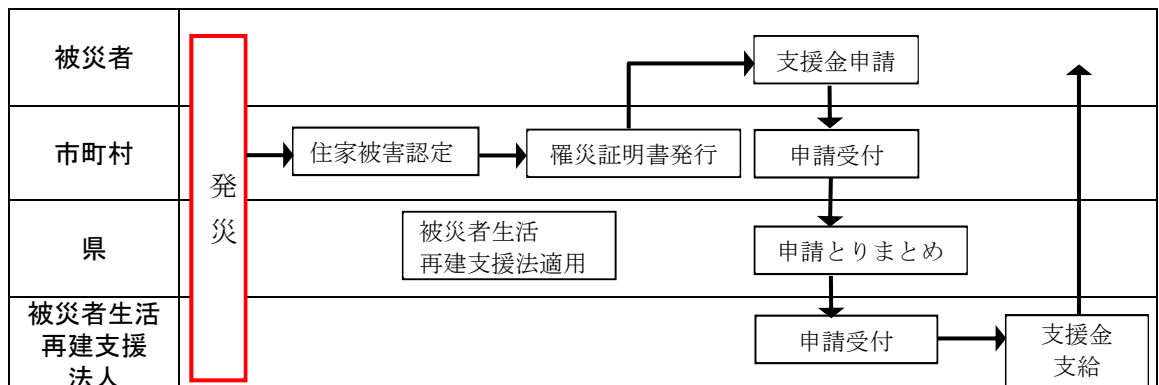
（木材の安定供給）

- ② 地震等の災害に伴い、多数の住宅等が倒壊した場合、住宅再建に使用する木材が不足する可能性があります。迅速な住宅再建を支援するため、県産材等の木材の安定供給を実施する必要があります。

（被災者生活再建支援金）

- ③ 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、生活の安定と被災地の速やかな復興を支援する必要があります。

【図 7-3-1 被災者生活再建支援金の支給まで流れ】（長野県危機管理防災課）



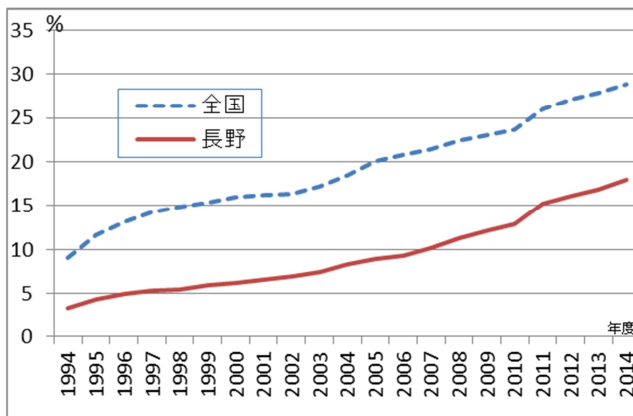
(地震保険)

- ④ 地震により住家に甚大な被害が発生し、仮設住宅での生活を余儀なくされた場合においても、迅速に元の生活に戻るための生活再建が必要です。

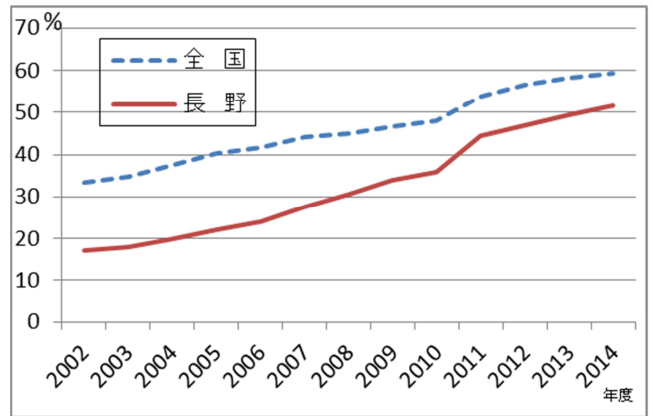
地震保険は、地震・噴火・津波を直接または間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償（居住用建物またはその建物に收容されている家財を対象）する保険で、「地震保険に関する法律」に基づき、被災者の生活の安定に資することを目的としており、その保険金の支払責任の一部を再保険として政府が引き受けている非常に公共性の強い保険です。

平成 26 年度の長野県内の地震保険の世帯加入率は 17.9%（全国 28.8%）、火災保険契約に地震保険契約が付帯されている割合を示す付帯率も 51.7%（全国 59.3%）と、地震に対する備えとしての地震保険の加入は増加しているものの低い状況が続いており、一層の加入促進をする必要があります。

【図 7-3-2 地震保険 都道府県別世帯加入率の推移】



【図 7-3-3 地震保険 都道府県別付帯率の推移】



(注) ○2012 年以前の世帯加入率は、当該年度末の地震保険契約件数を当該年度末の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値。

○2013 年度以降の世帯加入率は、当該年度 12 月末の地震保険契約件数を当該年度 1 月 1 日時点の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値。

○2012 年度からの世帯数には、2012 年 7 月 9 日より住民基本台帳法の適用対象となった外国人を含む。

(出典) 損害保険料率算出機構

(注) ○「付帯率」は、当該年度中に契約された火災保険契約（住宅物件）に地震保険契約が付帯されている割合。

(出典) 損害保険料率算出機構

(一社) 日本損害保険協会では、損害保険への意識の啓発及び損害保険事業や保険商品に関する理解を深めていただけるよう、その理解促進や情報提供活動を積極的に行っています。

○広報・情報提供活動として、刊行物・パンフレットの制作・提供、ホームページを使った情報提供、ポスター・ビデオの制作・提供、そんぽ情報スクエアによるパンフレット配布などを実施しています。

○講師派遣活動として、一般消費者の方を対象とした講演会をはじめ、大学の講座や高校に対して、講師を派遣しています。

○損害保険に関する相談・苦情に対し、相談・苦情窓口を設置し、消費者サービスを行っています。

2【施策】

（地籍調査の推進）

- ① 県は、大規模災害の復旧・復興を迅速に行うための土地境界を明確にする地籍調査の進捗を図ります。

県民の
皆様へ

県民の皆様は、登記や届け出等の手続きを確実にいき、適正な土地管理を実施してください。

土地取引や開発に係る測量実施者（民間事業者等）は、成果について国土調査法第19条第5項指定申請への協力をお願いします。

（木材の安定供給）

- ② 県は、多数の住宅等の倒壊により、住宅再建に使用する木材が不足した場合は、木材関係団体等と連携して県産材等の木材の調達を積極的に実施します。

（被災者生活再建支援金）

- ③ 住家被害認定が支援金申請に不可欠なため、県は、住家被害認定等が速やかに実施されるよう、市町村に対して研修を実施します。

（地震保険）

- ④ （一社）日本損害保険協会は、災害・犯罪の防止または軽減による「安心・安全な社会づくり」への貢献を実施するため、自然災害への取組みとして以下の項目に取り組みます。
- 自然災害の発生実態や地域特性等に基づく、より効果的な防止策の提案等、自然災害における防災・減災に資する取組みを推進します。
 - 多様化する自然災害に応じた啓発や防災教育の実施等、消費者を取り巻くリスクに関する情報を共有し意思疎通を図るリスクコミュニケーションに資する取組みを推進します。
 - 地震保険の理解促進・普及促進の取組みを推進するとともに、東日本大震災で明らかになった課題も踏まえ、迅速・適正な保険金支払いを確保するための態勢整備を推進します。

県民の
皆様へ

県民の皆様は、大規模地震の発生に備え、甚大な被害が発生しても、住み慣れた環境でできるだけ長く過ごせるよう、生活の安定のための資金を得る備えとして、地震保険の加入をお願いします。（※注：地震保険の保険金だけでは必ずしももとどおりの家を再建できませんが、生活再建に大切な役目を果たします。）

3 【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
地籍調査の実施率 (県内対象面積：9,596k m ²)	37.9% [3,633 km ²] (H26)	39.8% [3,823 km ²] (H31)	

コラム 地震保険

(1) 補償対象

居住用建物と生活用動産（家財）が対象

※ 工場、事務所専用の建物など住居として使用されない建物には、地震保険は契約できない。

(2) 支払対象の損害

地震・噴火・津波を直接または間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償

(3) 契約方法、契約金額

① 火災保険とセットで契約

② 地震保険の契約金額は、火災保険の契約金額の30%～50%の範囲内で決める。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となる。

(4) 保険料と割引制度

保険料は、建物の構造および所在地（都道府県）により異なる。また、建物の免震・耐震性能に応じた割引制度がある（割引の重複適用はできない）。（平成26年7月現在）

○免震建築物割引：割引率50%

・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合

○耐震等級割引：割引率（耐震等級3：50% 耐震等級2：30% 耐震等級1：10%）

・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級を有している場合

○耐震診断割引：割引率10%

・地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合

○建築年割引：割引率10%

・昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合

(5) 保険金の支払

居住用建物、家財について生じた損害の程度によって「全損」、「半損」、「一部損」に区別される。「全損」の場合は契約金額の全額、半損の場合は契約金額の50%、一部損の場合は契約金額の5%が支払われる。

(6) 1回の地震等による総支払限度額

7兆円（平成26年7月現在）

※ 関東大震災クラスの大地震が発生しても保険金の支払に支障がないよう設定されている。

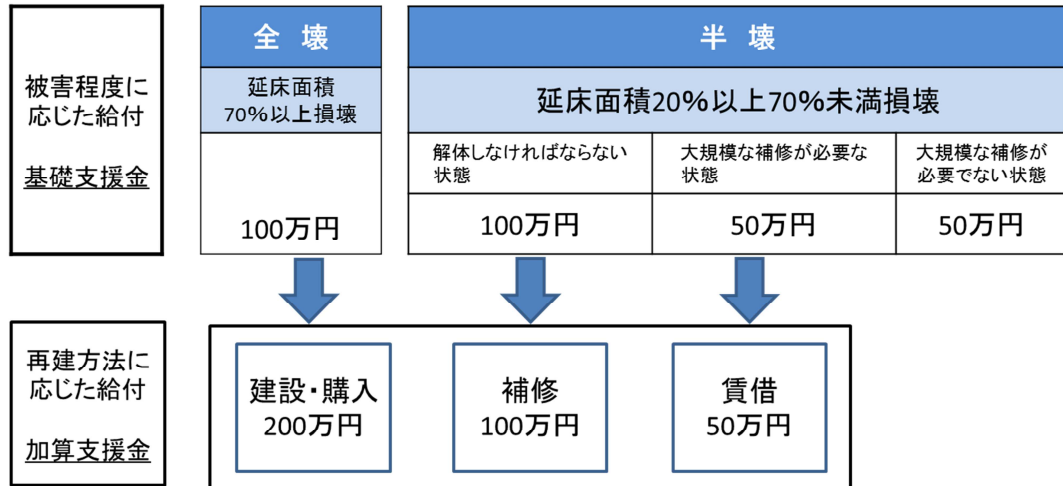
●地震保険に関する問い合わせ先

そんぽADRセンター（（一社）日本損害保険協会） 0570-022808（全国共通・通話料有料）

ホームページ <https://www.sonpo.or.jp/useful/soudan/adr/>

コラム 長野県神城断層地震による被災者の住宅再建のための支援策

- 被災者生活再建支援法が適用されない市町村の被災者に対して、同様の支援を県単独で実施
- 同法では給付対象外の半壊についても、すべての被災者を対象に県単独で支援



※単身世帯の給付額は4分の3

【表の見方】

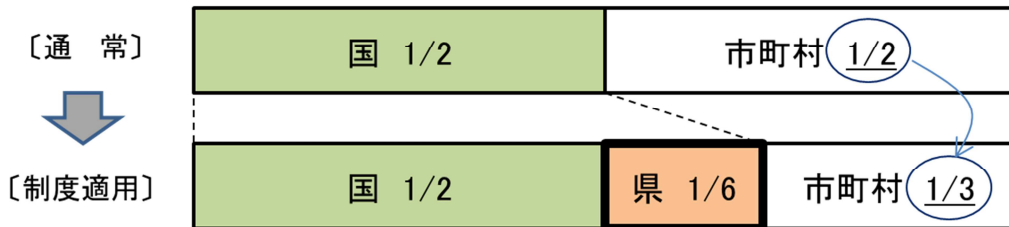
- ・全壊し、新たに住居を建設する場合300万円（基礎支援金100万円+加算支援金200万円）
- ・全壊したものの新たに住居を建設しない場合100万円（基礎支援金100万円）
- ・大規模に半壊した住居を補修する場合150万円（基礎支援金50万円+加算支援金100万円）
- ・大規模な補修が必要ではない半壊の場合 50万円（基礎支援金 50万円のみで加算支援金は対象外）

小規模自治体の被災者向け公営住宅建設に係る 県単独補助制度を創設

- 自然災害によって甚大な被害を受けても、国の災害公営住宅の扱いとならない場合あり。
- 小規模自治体※の財政負担を軽減し、被災者の生活再建と地域の再生を支援

※【補助対象】

災害発生時の人口が1万人未満(財政力指数が県平均以下の場合1万1千人未満)で、災害救助法または被災者生活再建支援法が適用された自治体



実質補助率を2/3に嵩上げ → 国の災害公営住宅※と同等

※国の制度では、全壊戸数が1市町村で200戸以上または1割以上の場合に補助率は2/3。これに達しない場合は、通常の公営住宅の扱い(補助率1/2)となる。

※平成27年9月補正予算で、小谷村が建設する8戸に係る補助金4,016万7千円を計上

起きてはならない最悪の事態

7-4 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

1 【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（自主防災組織）

- ① 長引く避難生活等により地域コミュニティが崩壊することを防ぐため、県・市町村・自主防災アドバイザーの協働により、地域ごとの自主防災組織の立ち上げや、その活動の活性化に必要な支援を行い、地域防災力の向上を図る必要があります。

地域防災力向上、自主防災活動の活性化のため



自主防災アドバイザーを県が委嘱します。

144名 (H27.4)

自主防災組織リーダー研修会 年2回開催します。

「地域防災力アップ」出前講座の実施

H26実績 5,415回



【自主防災組織リーダー研修会】

2 【施策】

（自主防災組織） **重点**

- ① 県は、出前講座や自主防災組織リーダー研修等を通じて、地域の防災の中心となる人材の育成や、地域ごとの自主防災組織の立ち上げなど、地域防災力向上のため、自主防災組織の充実、強化を図っていきます。

また、計画的に復興を進めるため、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、平成23年3月の長野県北部地震からの復興支援方針「栄村の復旧・復興に向けて」といった復興のための施策に関する方針を定め、主体的に復興への取り組みを推進します。

市町村は、必要に応じ国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、円滑かつ迅速な復興を図ります。

県民の
皆様へ

県民の皆様は、「自分の地域は自分で守る」との認識のもと、近所とつながり（安否確認体制）、自治会等との顔の見える関係（避難体制）といった助け合い（共助）の体制づくりや、災害発生時に自身が取べき行動等を事前に想定するなど、今後必ず発生する大規模自然災害に対して「平時からの備え」を講じてください。

3 【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
自主防災活動の支援	92.0%	93.0%	(再掲)
自主防災組織率	(H26)	(H29)	

コラム 自主防災組織の取り組み事例

★飯山市桑名川区自主防災組織の取り組み

桑名川区：125世帯 304人

- 桑名川区における自然災害の脅威
- 千曲川の氾濫
- 土砂災害
- 地震

- 自主防災組織を平成17年に結成
- 災害時における緊急連絡体制を整備

- 区組織改編における緊急連絡体制の見直し（毎年）
- 防災対策連絡会議の開催（毎年）
- 各種防災訓練の開催（毎年）

●主な取組

- 市が全戸配布している防災無線機のページング放送を活用し、区独自の訓練を実施
- 各世帯に配布されている防災無線は集落ごとに個別番号が割り振られており、集落単位の放送が可能
- 市における自主防災組織活動支援金を活用し、防災用品を整備

- 土砂災害に関する勉強会を開催
- 平成27年5月に市から全世帯に配布された土砂災害ハザードマップを契機に、改めて土砂災害に関する啓発活動を実施
- 県建設事務所整備課の講演会を実施

- 防災訓練の内容
- ①災害対策本部の設置
- ②避難指示発令による段階的な住民避難訓練
- ③区役員間におけるトランシーバー等による情報伝達訓練
- ④防災用品（発電機・灯光器設置）の稼働訓練

●今後の取組

各組単位で作成した防災マップに土砂災害ハザードマップを参考に警戒区域を反映させるとともに、避難経路など当該地域にあった独自の警戒避難体制の構築を目指す

★高森町下市田3区の取り組み

下市田3区：約250戸

- 動機
- 東日本大震災後、平成24年秋より有志の委員会をもって安心して暮らせる地域づくりについて話し合いを開始

- 思い
- 災害を未然に防ぐことはできないが、災害から自分を守る意識が高まれば、被害を最小限にとどめることができるかもしれない

- 確信
- 犠牲者を一人も出さない地域が災害に強い地域であると確信

- 防災活動のキーワード
- 3分間・3時間・3日間
- 自分を守る・家族を守る・地域を守る

- これまでの主な活動
- 独自のハザードマップと初期行動マニュアルづくり
- 徒歩で危険箇所の調査・提示
- 防災イベントの企画・立案

●今後の取組

- 有事の際の安否確認台帳「安心のバトン」を平成27年1月から計画・実施
- 家族の個人情報が入った台帳を封入、自治会長が一括管理。回収率89.5%。開封する必要がなければ年一回家庭に返還し書き換えて再度提出。有事の際以外は開封しない（信頼関係で成り立っている）。

- 「安心のバトン」を年一回書き換えてもらうことにより防災意識の向上を図り、連絡体制も考えてもらう。
- コミュニティ＝防災減災
- 自治会役員が不在でも個々に動ける体制づくりを目指し、率先してリーダーになれる訓練計画を立て検証する。